国立市中小企業省エネ改修等事業費補助金交付要領

# （目的）

第１条　この要領は、地球温暖化対策の一環として中小企業者の省エネルギー化を推進し、環境負荷の低減に寄与するため、省エネルギー診断に基づき省エネルギーに資する設備・機器を設置する中小企業者に対して、費用の一部を予算の範囲内において交付する補助金制度の取扱いについて定めることを目的とする。

# （用語の定義）

第２条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。

(１)　中小企業者　法人又は個人で事業活動を行う者であり、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条１項に規定する中小企業者その他市長がこれに準ずると認めるもの。

# （補助対象者）

第３条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を有し、かつ市内の事業所に事業所用として設備・機器を設置しようとする中小企業者とする。ただし、設置する事業所の所有権を有しない場合は、当該事業所の所有者から設備・機器を設置することについて承諾を得ることとする。

２ 補助対象者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(１)　東京都地球温暖化防止活動推進センター及び一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネルギー診断を、交付申請を行う日より前の直近３年以内に受診していること。

(２)　　前号の省エネルギー診断に基づき省エネルギーに資する設備・機器を設置すること。

(３)　納期の到来している市税を完納していること。

# （補助対象機器、用途及び補助金の額）

第４条 補助金の対象となる設備・機器（以下「補助対象機器」という。）及び補助対象機器に係る補助金の額は、別表１に定めるとおりとする。

# （補助対象の経費）

第５条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機器の購入及び 設置・改修工事に関する費用とする。

# （補助の制限）

第６条　補助金の交付は予算の範囲内において行うものとする。また、本補助制度による交付は、１補助対象者につき、年度ごとに１件とする。

# （補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を申請する者は、補助対象機器の設置及び施工前に、国立市中小企業省エネ改修等事業費補助金交付申請書（第１号様式）にその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出する。

# （手続代行者）

第８条 申請者は、補助金の交付に係る事務等の手続を第三者に代行させることができる。

２　申請者は、事務手続を代行させるときは、国立市中小企業省エネ改修等事業費補助金に係る書類等に手続代行者の氏名、住所等を記載しなければならない。

３　市長は、手続代行者が第１項に規定する手続を偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の氏名又は名称及び不正の内容を公表し、手続の代行を認めないことができる。

# （交付の決定及び通知）

第９条　市長は、第７条又は前条により申請を受けた際はその内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

２　前項に定める審査等の結果、補助金を交付することを決定したときは国立市中小企業省エネ改修等事業費補助金交付決定通知書（第２号様式）により、交付しないことを決定したときは国立市中小企業省エネ改修等事業費補助金不交付決定通知書（第３号様式）により、申請者に通知するものとする。

# （変更・中止等）

第１０条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、その内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに、国立市中小企業省エネ改修等事業費補助金内容変更・中止申請書（第４号様式）を市長に提出しなければならない。なお、内容変更の場合、変更内容が確認できるものを添付することとし、補助金額の増額変更は認めない。

２　市長は、前項に定める変更・中止の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行い変更・中止を承認したときは、国立市中小企業省エネ改修等事業費補助金内容変更・中止承認通知書（第５号様式）により、補助決定者に通知するものとする。

# （完了届）

第１１条　補助決定者は、補助対象機器の設置が完了したときは、国立市中小企業省エネ改修等事業費補助金完了届（第６号様式）に必要書類を添えて、完了日から起算して１月以内、又は交付申請を行った日の属する年度の２月２８日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、特に必要があると認めたときは、これを延長することができる。

２　市長は、前項の規定により完了届の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行い、補助金の交付額を確定し、国立市中小企業省エネ改修等事業費補助金交付額確定通知書（第７号様式）により補助決定者に通知する。

# （交付決定の取り消し等）

第１２条　市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１)　この要領の規定に違反したとき。

(２)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(３)　補助金を他の用途に使用したとき。

(４)　補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(５)　その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

２　市長は、前項に定める各号のいずれかに該当すると認め、交付決定を取り消すことを決定し

たときは、国立市中小企業省エネ改修等事業費補助金交付決定取消通知書（第８号様式）によ

り申請者に通知するものとする。

# （補助金の交付請求及び交付）

第１３条　第１１条第２項の規定により補助金の交付確定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して１月以内に国立市中小企業省エネ改修等事業費補助金交付請求書（第９号様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による請求を受けたときは、請求があった日から３０日以内に補助金を交付するものとする。

# （補助決定者の責務）

第１４条　補助決定者は、補助金等の交付の決定の内容及び通知に付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならず、いやしくも補助金等を他の用途へ使用してはならない。

２　補助金等に係る予算の適正な執行を図るため、補助決定者は、補助事業等に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要があると認めたときは、それらの資料を提示し、又はその内容を報告しなければならない。

３ 　補助決定者は、前項に規定する資料を、補助事業等の完了後、５年間保存しなければならな い。

４ 補助決定者は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならな い。

# (管理)

第１５条　補助金を受給した者は、善良な管理者の注意をもって補助対象機器を管理し、その設置事業所における使用に充てるよう努めなければならない。

# (協力の要請）

第１６条 市長は、補助金を受給した者に対して、機器に関するアンケート等についての協力を求めることができる。

２ 市長は、補助金を受給した者に対して、設備改修、運用改善を行ったことによるエネルギー 消費量及びCO２排出量の削減の効果や、具体的な運用改善方法について報告をすること、また、市が開催するセミナー等で実施結果について報告することを求めることができる。

# （補助金の返還等）

第１７条　市長は、補助金を受給した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その交付を受けた補助金を返還させることができるものとする。

(１)　この要領に違反したとき。

(２)　虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(３)　その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

# （その他）

第１８条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付　則（令和５年４月１日市長決裁）

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

別表１（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象機器 | 補助金額 |
| 空調設備 | 補助対象経費の３分の１  上限５０万円 |
| 照明設備 |
| その他省エネルギー診断の結果に基づき導入する節電その他の省エネルギーに関する設備・機器 |

備考

１ 設備・機器は、全て未使用品且つ購入品であること。

２ 設置にあたっては、建築基準法その他関係法令を遵守すること。

３ 設置する設備・機器について、その種類ごとにおいてエネルギー使用量を改修前より25％以上削減するもの。

４ 国・都等からの補助金がある場合は、これを補助対象経費から控除する。

５ 補助金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

６ 表に示す補助金額は 1 事業所あたりの金額とする。